

第三十五号議案

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

東京都区市町村振興基金条例（昭和四十四年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三千百四十億八千三十七万四千元」を「三千百五十五億五千八百七十万二千元」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 令和二年度に貸付決定を行う長期貸付のうち、東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第 号）の施行の日以後に貸付決定を行うものについては、前項の規定は適用しない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び次項の規定は、令和三年四月一日から施行する。

2 前項ただし書に掲げる改正規定による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、三百八十七億八千六百一十一万五千元は特別区への貸付に、二千七百六十七億七千二百五十八万七千元は市町村への貸付に運用するものとする。

3 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の東京都区市町村振興基金条例の規定により貸し付け、又は貸付決定を行った長期貸付の貸付利率については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都区市町村振興基金の額を改めるとともに、令和二年度の長期貸付の貸付利率の特例に係る規定を改める必要がある。